

令和6年度 学校のいじめ防止等の基本方針

札幌市立新発寒小学校

【学校いじめ防止対策委員会】

- 校長、教頭、教務主任、保健主事、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、栄養教諭、スクールカウンセラー、SSWを基本とする。

【いじめ防止対策委員会 開催日程】

時 期	会 議	内 容
4月1日	いじめ防止対策委員会①	○新年度の「いじめ防止対策」に関する基本的方針の検討
4月2日	第1回 いじめ防止対策全体会	○「いじめ防止対策」に関する基本的方針の提案・確認
5月2日	いじめ防止対策委員会②	○悩みやいじめに関するアンケート調査①の実施方法等の検討 ○児童間トラブルやいじめに関する情報共有・対策検討
6月6日	いじめ防止対策委員会③	○児童間トラブルやいじめに関する情報共有・対策検討
6月17日～	アンケート調査①	○悩みやいじめに関するアンケート調査①の実施 集約・分析
7月1日	第2回 いじめ防止対策全体会 (いじめ防止対策委員会④)	○悩みやいじめに関するアンケート調査①の結果について
7月上旬	いじめの状況報告①	市教委提出
7月25日	いじめ防止対策委員会⑤	○児童間トラブルやいじめに関する情報共有・対策検討
8月29日	いじめ防止対策委員会⑥	○悩みやいじめに関するアンケート調査②の実施方法検討 ○児童間トラブルやいじめに関する情報共有・対策検討
10月10日	いじめ防止対策委員会⑦	○悩みやいじめに関するアンケート調査②について周知 ○児童間トラブルやいじめに関する情報共有・対策検討
10月24日	いじめ防止対策委員会⑧	○児童間トラブルやいじめに関する情報共有・対策検討
10月30日 ～	アンケート調査②	○悩みやいじめに関するアンケート調査②の実施 集約・分析
12月2日	第3回 いじめ防止対策全体会 (いじめ防止対策委員会⑨)	○悩みやいじめに関するアンケート調査②の結果について
12月23日	いじめ防止対策委員会⑩	○児童間トラブルやいじめに関する情報共有・対策検討
12月下旬	いじめの状況報告②	市教委提出
2月13日	いじめ防止対策委員会⑪	○児童間トラブルやいじめに関する情報共有・対策検討
3月17日	第4回 いじめ防止対策全体会 (いじめ防止対策委員会⑫)	○3学期のいじめ事案の確認 ○次年度への引継ぎ事案・方法の確認
3月中旬	いじめの状況報告①	市教委提出
いじめ防止対策連絡会議		5/2 6/6 7/25 8/29 10/10 10/24 12/23 2/13 3/17 に、いじめ防止対策委員会と併せて開催

	重点的・具体的 取組	行動計画・行動目標	担当職員
未然防止	「いじめ」についての正しい理解に向けた学習	・いじめに当たる行為やその重大さについて正しく理解できるよう、道徳を初めとした日常の学習の中で、いじめの問題について考える機会を設ける。	・担任 ・教務
	「いのちの学習」で意識を高める	・夏休み明けに、いのちの大切さを見つめ直す月間を設け、学習として位置付ける。	・担任 ・教務 ・スクールカウンセラー
	友達とのつながりを大切にした授業	・少人数グループや、学級全体で意見を交流する場を通して、友達のよさを感じることができるようにする。	・担任 ・研究部
	児童会による活動	・代表委員会を中心として、いじめ根絶や命の大切さをテーマにした活動を推進する。	・児童活動部 ・教務
	異学年交流を生かす	・異学年グループでの給食や遠足、遊びなどを充実させる。	・児童活動部 ・担任
	関係機関と連携した学習	・警察に協力していただき、非行防止教室を開催し、ネットいじめや情報モラルについての学習を行う。	・学級活動部 ・教務
早期発見	アンケート実施による実態把握	・児童アンケートを実施する。 ・教育委員会による「悩みやいじめ調査」を実施し、全校児童の調査結果をまとめ、全職員で共有化を図る。	・教務 ・担任 ・教頭
	日常の児童理解に努める	・担任が一人一人の児童のよさや困りをとらえ、声を掛けることを大切にする。 ・「しんはつっ子を知ろう！」の活動を通して、他の学級の児童と関わることで、全校児童の実態を把握する。	・担任 ・学びの支援コーディネーター ・教務
早期対応	保護者との連携	・連絡なく欠席した児童の家庭には、朝のうちに連絡をし状況を把握する。 ・保護者には、教育相談だけではなく、日常的に気になることは家庭に知らせる。場合によっては、保護者と面談する。	・担任 ・学びの支援コーディネーター
	正確な事実確認	・該当児童だけではなく、周囲の子どもからも速やかに聞き取りを行い、事実確認を迅速に行う。 ・いじめの相談があった場合、保護者に把握した事実と対応をその日のうちに連絡する。 ・いじめ行為は、見付け次第、その場で指導する。	・担任 ・学びの支援コーディネーター ・全職員
	組織での対応、指導方針の決定 ※記録化の方法を検討する	・学びの支援・いじめ防止／対策委員会を開催し、指導・支援方針を決定する。 ・全職員でいじめの事実の共通理解を図る。 ・事実、指導の記録化を図る。 ・教育委員会、警察など関係機関との連携を図る。	・学びの支援・いじめ防止／対策委員会 ・しんはつ創造部会

再発防止	被害児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休み時間の見守りを実施し、安全を確保する。 ・ 子どもの心に寄り添い、心のケアに努める（スクールカウンセラーとの連携） ・ 本人や保護者の了解のもと、学級、学年への全体指導を行い、より良い集団づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任 ・ 学びの支援コーディネーター ・ スクールカウンセラー
	加害児童への指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、いじめに向かわない心を育む。 ・ いじめという行為に至る経過、心情を把握し、その児童がもつ本来の優しい気持ちを引き出し、被害児童の気持ちを想像できるようにする。そのことにより、加害児童本人が自らの行為について振り返り、いじめの行為を行わないように促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任 ・ 学びの支援コーディネーター
	対応の振り返り、再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導、支援体制に修正を加え、より良い組織づくりを行う。 ・ いじめ対応事例を中心として、児童理解研修会を開く。 ・ 同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係づくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びの支援コーディネーター
	警察との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。 ・ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべき事案と認められる場合は、直ちに警察に相談、通報を行い、連携して対応にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びの支援・いじめ防止／対策委員会

【いじめの解消】

いじめが解消している状態とは以下の二つの要件が満たされていることを指す

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月以上継続している。（期間については**学校いじめ対策組織委員会**で検討し、場合によってはより長期間の設定をすることもある）
- ②被害者が心身の苦痛を受けていない。
（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）

※単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
解消の判断は、**学校いじめ防止対策委員会**で行う。

なお、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守り続けていくことが重要である。